

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和3年6月28日付、橋総第144号をもって追加議案1件が送付されております。

議会運営委員会委員長 小西君から、7月1日付をもって議案1件が、文教厚生委員会委員長 南出君から、6月29日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 垣内君、7番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第6号 市道路線の認定について

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第6号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る6月24日の本会議において本委員会に付託された、議案第6号 市道路線の認定についてを審査するため、6月28日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第6号は、サイクリングロードに通じる紀の川左岸堤防の一部区間を国の占用許可を経て使用する路線について、新たに市道路線として認定するものであり、委員会は現地へ赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、当該路線の効果について ただしがあり、橋本高野橋とサイクリングロードが接続することによる通行の利便性の向上に寄与する との答弁がありました。

当該路線の橋本中央中学校の通学路としての位置づけについて ただしがあり、中学校の通学に関しては、通学路の指定はもともと行っていないが、本路線を通学利用することにより、生徒の通学時の安全性がより確保されると認識している との答弁がありました。今後の維持管理について ただしがあり、市が占有するアスファルト部分から1m以内の範囲について、草刈り等の維持管理は市で行う との答弁がありました。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 令和3年度橋本市 一般会計補正予算(第3号)について

○議長(小林 弘君) 日程第3 議案第8号 令和3年度橋本市一般会計補正予算(第3号)について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(平木哲朗君) 登壇〕

○市長(平木哲朗君) おはようございます。

本日、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

議案第8号 令和3年度橋本市一般会計補正予算(第3号)は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達しているといった事情で特例貸付を利用できない困窮世帯に対し、国庫補助金を活用し、生活困窮者自立支援金を支給するための経費、総額4,447万5,000円を予算計上するものでございます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林 弘君) 市長の説明が終わりま

した。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

4番 森下君。

○4番(森下伸吾君) 一般質問でさせていただいた困窮世帯に対しての補助金であると思いますが、もう少し詳しい内容をお教えいただきたいのと、本市でどれだけの世帯が対象になるのか、そういう形のことをお聞きいたします。

○議長(小林 弘君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君) おたがしの件ですが、今回、この貸付給付金につきましては、先ほど市長がおっしゃられたとおり、生活困窮者が自立するための支援給付事業となります。これには、国の事業でありますので支給要件がありまして、大きく二つございます。一つは収入と資産の要件です。世帯人数によりまして収入の上限であったり、金融資産の上限がございます。これに該当する方についても一つの要件は、求職活動等を行っているかどうか、ハローワークなどで求職活動をしているか、市役所の福祉課の窓口で就労の相談を受けているかというところが支給要件に該当してきます。

件数なんですけれども、特例貸付を全て終えられた方、8月末で終わられる方が対象となってきてございまして、全部で179世帯を対象とさせていただいております。

○議長(小林 弘君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題になっております議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 令和3年度橋本市一般会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。